

財務大臣 殿

(新法人等又は新地方公共団体名)

(代表者の職 氏 名 印)

財政融資資金債務承継通知書

「旧法人等又は旧地方公共団体名」に係る下記の財政融資資金について、「何」により
年 月 日付でその債務を承継したので通知します。

なお、本債務承継に係る債券（買入依頼書によるものを除く。）を財政融資資金が所有する
間は、財務大臣から随時調査を受け、又は報告を徴されても異存ありません。

記

1 債務承継額の明細

運用の 方法	運用の 種類	運 用 年月日	借用証書記番号 又は有価証券の 銘柄及び回記号	当 初 運用額	未償還 現在額	新借用証書記番号 又は有価証券の新 銘柄及び新回記号	債 務 承継額	備考

2 債務承継額が証書貸付であって長期資金又は普通地方長期資金等の一口の一部の額で
ある場合における債務承継後の元利金の支払方法

「何」の方法によるものとし、各支払期日における元利金の額は、財務大臣から別途
送付される財政融資資金貸付金償還年次表によるものとする。

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

2 この通知書は、財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則（昭和49年大蔵省
令第42号）第11条第1項第1号、第11条の2第1項第1号又は第39条第1項第1号の規
定により提出する場合に使用すること。

3 本文中「何」の箇所には、債務承継の原因となった事項（例えば地方自治法第6
条に規定する配置分合等）を記入すること。

4 「運用の方法」の欄には、証書貸付又は有価証券の応募、引受け若しくは買入れ
の別を記入すること。

5 「運用の種類」の欄には、本省資金にあつては、長期資金又は短期資金の別を、地方
資金にあつては普通地方長期資金等、起債前貸等又は地方短期資金の別をそれぞれ記
入すること。

6 「債務承継額」が「未償還現在額」の一部の額である場合には、備考欄に「一部
承継」と記入すること。

7 元利金の支払方法中「何」の箇所には、財務大臣が定める元利金の支払方法を記入
すること。

8 債務承継には、財政投融资特別会計の財政融資資金勘定に帰属した貸付金も含まれ
るものとする。